

消食基第 416 号
令和 7 年 6 月 20 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

「器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法等の取扱いについて」の
一部訂正について

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）における器具若しくは容器包装又はこれらの原材料に係る規格基準等の適合のために用いる試験法、試験を実施する上で留意すべき事項及び器具及び容器包装に関する分析法の性能評価の手引き等については、「器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法等の取扱いについて」（令和 7 年 5 月 30 日付け消食基第 362 号消費者庁食品衛生基準審査課長通知）でお示ししてきたところですが、その内容の一部に誤りがあったことから、下記のとおり訂正いたします。

つきましては、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏のないよう配慮をお願いします。

記

正	誤
別添 器具及び容器包装に関する試験法 第 3 章 溶出試験法 カプロラクタム試験法 1.・2. (略)	別添 器具及び容器包装に関する試験法 第 3 章 溶出試験法 カプロラクタム試験法 1.・2. (略)

<p>3. 分析法</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 試薬・試液等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 標準原液</p> <p>カプロラクタム標準原液 カプロラクタム 1.5 g を量り、20vol%エタノールに溶かして正確 に 1,000mL とする。本液 1 mL はカプロ ラクタム <u>1.5mg</u> を含む。</p>	<p>3. 分析法</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 試薬・試液等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 標準原液</p> <p>カプロラクタム標準原液 カプロラクタム 1.5 g を量り、20vol%エタノールに溶かして正確 に 1,000mL とする。本液 1 mL はカプロ ラクタム <u>15mg</u> を含む。</p>
---	--

以上